

## 緑社協とは

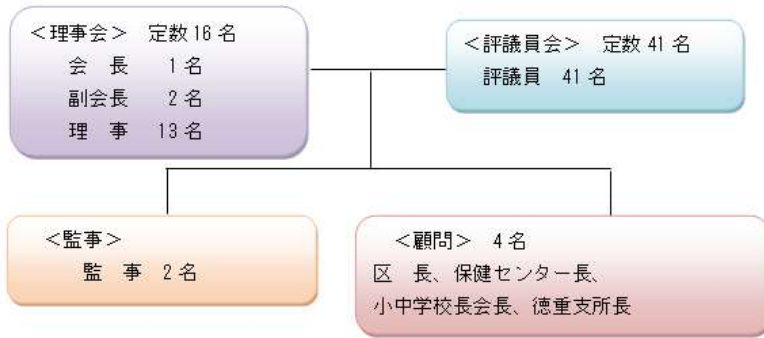
「社会福祉協議会」とは、社会福祉法に基づき設立された「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」です。

緑区社会福祉協議会は、昭和38年に任意団体として設立され、平成6年に法人格を取得して社会福祉法人となりました。

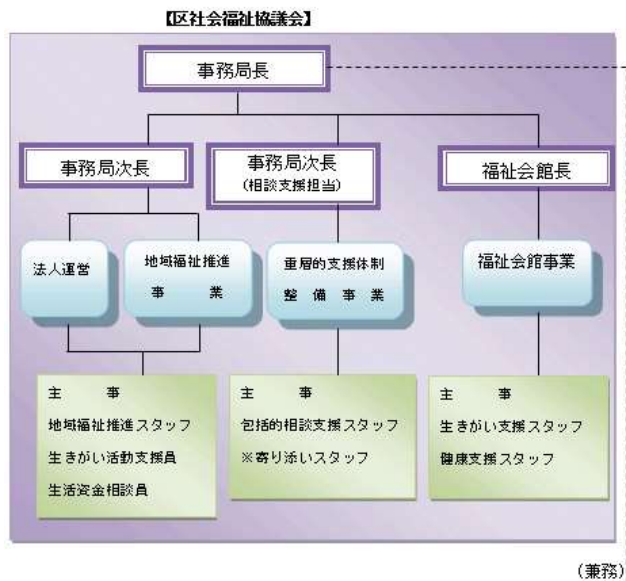
緑区社協では、高齢者福祉、障害者福祉、福祉教育などのさまざまな福祉課題に、行政や関係諸機関、団体等との連携・協力のもと、「すみよい福祉のまちづくり」に取り組んでいます。

## 組織図

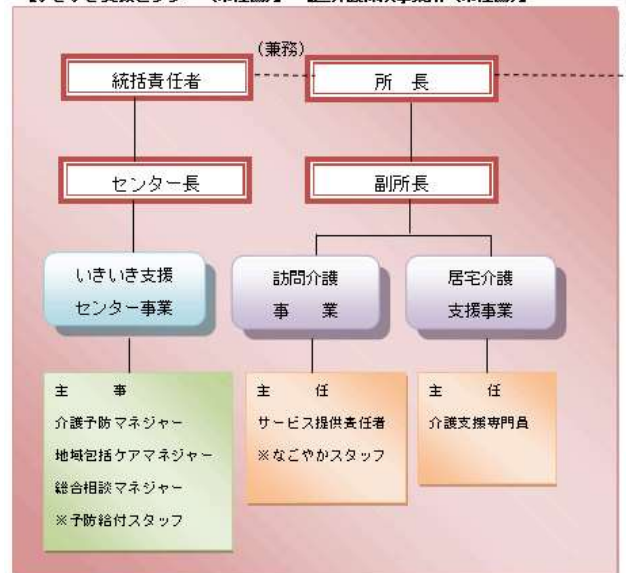
### ◆理事会・評議員会



### ◆事務局



### 【いきいき支援センター (市社協)】 【区介護保険事業所 (市社協)】



※非常勤職員

## 役員・顧問、評議員

地域の福祉ニーズを適切に把握し事業を進めていくために、地域で街づくりや福祉の活動に携わってる方々に社会福祉協議会の役員、評議員に就任していただいています。

- ・役員・顧問（令和5年6月26日現在）
- ・評議員（令和5年6月26日現在）

[ページ上部へ戻る](#)